

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」の一部を次のように改正する。

新	旧
<p style="text-align: right;">公示第 2 3 号</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関しては、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」（平成 1 5 年 3 月 2 0 日付け公示第 2 2 号。以下「公示基準」という。）の定めるところによるほか、下記によることとしたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">平成 1 5 年 3 月 2 0 日 一部改正（平成 1 7 年 9 月 2 0 日付け公示第 7 7 号） 一部改正（平成 1 9 年 2 月 2 6 日付け公示第 1 0 号） 一部改正（平成 2 5 年 7 月 1 7 日付け公示第 3 0 号） 一部改正（令和元年 9 月 1 0 日付け公示第 3 9 号） <u>一部改正（令和 7 年 8 月 1 5 日付け公示第 5 4 号）</u></p> <p style="text-align: right;">内閣府沖縄総合事務局長 <u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更等</p>	<p style="text-align: right;">公示第 2 3 号</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関しては、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」（平成 1 5 年 3 月 2 0 日付け公示第 2 2 号。以下「公示基準」という。）の定めるところによるほか、下記によることとしたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">平成 1 5 年 3 月 2 0 日 一部改正（平成 1 7 年 9 月 2 0 日付け公示第 7 7 号） 一部改正（平成 1 9 年 2 月 2 6 日付け公示第 1 0 号） 一部改正（平成 2 5 年 7 月 1 7 日付け公示第 3 0 号） 一部改正（令和元年 9 月 1 0 日付け公示第 3 9 号）</p> <p style="text-align: right;">内閣府沖縄総合事務局長 成田 一郎</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更等</p>

1. 事業計画変更の認可及び届出

(1) 事業計画変更の認可

- ① 事業計画変更事項のうち、営業所の位置、自動車車庫の位置及び収容能力、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力、貨物自動車利用運送に係るものについては、「公示基準」に適合すること。
- ② 新たに霊きゅう自動車を配置し、又は新たに普通車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊きゅう自動車又は普通車を使用する運送について、それぞれ「公示基準」に適合すること。
- ③ 事業計画の事業規模の拡大となる申請については、イ～へのすべてを満たすものであること
イ 申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）又は申請日以降に、当局管内において貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。
ロ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請にかかる営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、当局管内におけるすべての営業所）に関し、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。
ハ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

1. 事業計画変更の認可及び届出

(1) 事業計画変更の認可

- ① 事業計画変更事項のうち、営業所の位置、自動車車庫の位置及び収容能力、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力、貨物自動車利用運送に係るものについては、「公示基準」に適合すること。
- ② 新たに霊きゅう自動車を配置し、又は新たに普通車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊きゅう自動車又は普通車を使用する運送について、それぞれ「公示基準」に適合すること。
- ③ 事業計画の事業規模の拡大となる申請については、イ～へのすべてを満たすものであること
イ 申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）又は申請日以降に、当局管内において貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。
ロ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請にかかる営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、当局管内におけるすべての営業所）に関し、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。
ハ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

ニ 当局管内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること。
(特別な事情がある場合を除く。)

ホ 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

ヘ 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して收受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

④ 事業計画の変更のうち、増車については申請者又は届出者が沖縄総合事務局長から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

(2) 事業用自動車の数の変更の認可

施行規則第6条第1項第1号に規定する「当該変更後の事業計画が法第9条第2項において準用する法第6条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」には以下に掲げる場合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによること。

① 変更後の事業用自動車の数が「公示基準1.(2)」に適合しない場合 減車によるものである場合にあっては災害等により車両が使用不能となりこれに代わるほかの車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあっては当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認めること。

ニ 当局管内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること。
(特別な事情がある場合を除く。)

ホ 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

ヘ 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して收受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

④ 事業計画の変更のうち、増車については申請者又は届出者が沖縄総合事務局長から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

(2) 事業用自動車の数の変更の認可

施行規則第6条第1項第1号に規定する「当該変更後の事業計画が法第9条第2項において準用する法第6条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」には以下に掲げる場合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによること。

① 変更後の事業用自動車の数が「公示基準1.(2)」に適合しない場合 減車によるものである場合にあっては災害等により車両が使用不能となりこれに代わるほかの車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあっては当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認めること。

② 増車を行う場合であって、イ～ハに該当する場合等法令遵守が十分でない認められるとき (1) ③の基準に準じた審査を行うこと。

イ 変更を行おうとする者と法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である場合

ロ 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である場合

ハ 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている場合

③ 増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となるとき（当該合計が10両以下であるときを除く。） (1) ③の基準による審査を行うこと。

(3) 事業計画変更の事前届出

① 事業計画変更のうち、事業用自動車の数の変更については、別途定める届出書及び添付書類が提出され、かつ、その内容が真正なものであること。

② 届出者は、あらかじめ届出書を提出すること。なお、繁忙期等においては当日に確認の処理をすることが困難な場合があるため、できる限り実施予定日より前に提出するよう努めること。ただし、宮古・八重山運輸事務所にあつては実施予定日の7日前までに提出すること。

③ 自社営業所間における車両の配置換は、短期間のものであっても、それぞれの営業所における増車、減車の届出を行うこと。ただし、**「貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び**

② 増車を行う場合であって、イ～ハに該当する場合等法令遵守が十分でない認められるとき (1) ③の基準に準じた審査を行うこと。

イ 変更を行おうとする者と法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である場合

ロ 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である場合

ハ 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている場合

③ 増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となるとき（当該合計が10両以下であるときを除く。） (1) ③の基準による審査を行うこと。

(3) 事業計画変更の事前届出

① 事業計画変更のうち、事業用自動車の数の変更については、別途定める届出書及び添付書類が提出され、かつ、その内容が真正なものであること。

② 届出者は、あらかじめ届出書を提出すること。なお、繁忙期等においては当日に確認の処理をすることが困難な場合があるため、できる限り実施予定日より前に提出するよう努めること。ただし、宮古・八重山運輸事務所にあつては実施予定日の7日前までに提出すること。

③ 自社営業所間における車両の配置換は、短期間のものであっても、それぞれの営業所における増車、減車の届出を行うこと。ただし、**「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車**

車両の移動の弾力化について」(令和6年8月30日付け国自貨第278号、国自安第50号、国自情第121号、国自整第112号)による取扱いは、この限りでない。

④ 事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しない。

(4) 営業所の位置の変更の事後届出
沖縄総合事務局長が指定する区域内における営業所の位置の変更については、自動車車庫との距離制限上支障のないものであること。

(5) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更
車庫、休憩・睡眠施設及び積卸施設等の共同使用に伴う事業計画の変更の場合は協定書等の提示をすること。

2. 運送約款の認可

(1) 施行規則第10条に規定する記載事項が明確に規定されていること。

(2) 運賃・料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

(3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

(4) 運賃・料金の收受に関して、施行規則第11条に該当する場合を除き、運賃と料金とを区分して收受する旨が明確に定められていること。

(5) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ審査を行うこととする。

両移動の弾力化について」(平成5年11月10日付け自貨第97号、自管第79号、自整第270号、自環第333号)による取扱いについては、この限りでない。

④ 事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しない。

(4) 営業所の位置の変更の事後届出
沖縄総合事務局長が指定する区域内における営業所の位置の変更については、自動車車庫との距離制限上支障のないものであること。

(5) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更
車庫、休憩・睡眠施設及び積卸施設等の共同使用に伴う事業計画の変更の場合は協定書等の提示をすること。

2. 運送約款の認可

(1) 施行規則第11条に規定する記載事項が明確に規定されていること。

(2) 運賃・料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

(3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

(4) 運賃・料金の收受に関して、施行規則第12条に該当する場合を除き、運賃と料金とを区分して收受する旨が明確に定められていること。

(5) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ審査を行うこととする。

3. 事業の譲渡譲受の認可

- (1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更等の手続きによることとする。
(2) 事業を譲り受けしようとする者について、公示基準の定めるところに準じて審査すること。

4. 合併、分割又は相続の認可

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、公示基準の定めるところに準じて審査すること。

5. 事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更等の手続きをとらせること。

II. 特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更等

前記各項の基準を準用する（I. 1. (1) ③へ及びI. 1. (2)を除く）。

1. 特定貨物自動車運送事業の譲渡譲受の認可

- (1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更等の手続きによることとする。
(2) 事業を譲り受けしようとする者について、公示基準の定めるところに準じて審査すること。

2. 特定貨物自動車運送事業の合併、分割又は相続の認可

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、公示基準の定めるところに準じて審査すること。

3. 特定貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、特定貨物自動車運送事業の事

3. 事業の譲渡譲受の認可

事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであって、「公示基準」に適合するものであること

4. 合併、分割又は相続の認可

「公示基準」に適合するものであること。

5. 事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、または、廃止する場合に限るものとし、事業の一部休止または一部廃止については、事業計画の変更の手続きを行うこと。

II. 特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更等

前記各項の基準を準用する（I. 1. (1) ③へ及びI. 1. (2)を除く）。

(新設)

(新設)

(新設)

業計画の変更等の手続をとらせること。

附則

1. この処理方針は、平成15年4月1日以降、当局管内陸運事務所に
おいて、受理する申請及び届出について適用とする。
2. 平成2年11月13日付け公示第55号で公示した「一般貨物自動
車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する
処理方針について」については、平成15年3月31日限り廃止する。

附則（平成17年9月20日一部改正）

この公示は、平成17年9月20日から適用する。

附則（平成19年2月26日一部改正）

この公示は、平成19年2月26日から適用する。

附則（平成25年7月17日一部改正）

この公示は、平成25年7月17日から適用する。

附則（令和元年9月10日一部改正）

この公示は、令和元年11月1日から適用する。

附則（令和7年8月15日一部改正）

この公示は、令和7年8月15日から適用する。

附則

1. この処理方針は、平成15年4月1日以降、当局管内陸運事務所に
おいて、受理する申請及び届出について適用とする。
2. 平成2年11月13日付け公示第55号で公示した「一般貨物自動
車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する
処理方針について」については、平成15年3月31日限り廃止する。

附則（平成17年9月20日一部改正）

この公示は、平成17年9月20日から適用する。

附則（平成19年2月26日一部改正）

この公示は、平成19年2月26日から適用する。

附則（平成25年7月17日一部改正）

この公示は、平成25年7月17日から適用する。

附則（令和元年9月10日一部改正）

この公示は、令和元年11月1日から適用する。

(新設)